

計議第 3 5 2 号議案 参考資料

計議第 3 5 2 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）
（姉小路界わい地区地区計画）

目	P. 1	計議第 3 5 2 号議案	理由説明書
次	P. 2	計議第 3 5 2 号議案	新旧対照表

理由説明書

当地区は、姉小路通を軸として東西は寺町通から烏丸通まで、南北は御池通から三条通までの区域において、歴史的な市街地として、低層の戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残り、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる京都らしい品格のあるまちである。

また、当地区については、「京都市都市計画マスタープラン」において、特色ある商業・業務機能の維持・充実 と都心居住の促進を図る地域に位置付けられている。

本都市計画は、建築物等の用途の制限について新たに対象用途を追加するとともに、地区整備計画の区域を一部見直すことにより、静かで落ち着いた住環境を維持するとともに、「暮らし」と「なりわい」と「文化」のバランスを大切に育むまち姉小路界限の実現を図るものである。

(新) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画姉小路界わい地区地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称			姉小路界わい地区地区計画
位 置			京都市中京区下白山町、福長町、油屋町、姉大東町、菊屋町、丸屋町及び木之下町 京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、中白山町、松下町、柳八幡町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、笹屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び桝屋町の各一部
面 積			約 7.6 ヘクタール
地区計画の目標			当地区は、都心部に位置しながら低層の一戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残り、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる歴史あるまちである。 古くからの落ち着いた風情を守るため、「建築協定」や「姉小路界限町式目（平成版）」にみられる自主的なルールの下、まちづくりを進めてきている。 このような地区において、地区計画を定めることにより、静かで落ち着いた住環境を守り育て、以下に掲げる3つの方針を柱とする「姉小路界限まちづくりビジョン」の実現を目指す。 1 静かで落ち着いた住環境を守り育てるまち 2 お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち 3 まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針		商業・業務機能が集積する都心部の利便性を維持しつつ、職と住が共存する伝統的な町並みの継承・発展に資するような土地利用の誘導を図り、交流豊かな住環境の維持・向上を図る。
	建築物等の整備の方針		風俗営業や深夜営業など、建築物等の用途の制限により、静かで落ち着いた住環境の維持を図る。 また、京町家等、伝統的な建築物と調和した町並みの形成を図る。
地区整備計画	地 区 の 区 分		地区の名称 <u>A地区</u> 地区の面積 <u>約 3.0ヘクタール</u>
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 ナイトクラブ 5 カラオケボックスその他これに類するもの <u>6 日用品の販売を主たる目的とする店舗で、営業時間が午後10時から午前7時までにおよぶもの</u>
		建築物等に関する事項	

(旧) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画姉小路界わい地区地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称			姉小路界わい地区地区計画
位 置			京都市中京区下白山町、福長町、油屋町、姉大東町、菊屋町、丸屋町及び木之下町 京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、中白山町、松下町、柳八幡町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、笹屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び桝屋町の各一部
面 積			約 7.6 ヘクタール
地区計画の目標			当地区は、都心部に位置しながら低層の一戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残り、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる歴史あるまちである。 古くからの落ち着いた風情を守るため、「建築協定」や「姉小路界限町式目（平成版）」にみられる自主的なルールの下、まちづくりを進めてきている。 このような地区において、地区計画を定めることにより、静かで落ち着いた住環境を守り育て、以下に掲げる3つの方針を柱とする「姉小路界限まちづくりビジョン」の実現を目指す。 1 静かで落ち着いた住環境を守り育てるまち 2 お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち 3 まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針		商業・業務機能が集積する都心部の利便性を維持しつつ、職と住が共存する伝統的な町並みの継承・発展に資するような土地利用の誘導を図り、交流豊かな住環境の維持・向上を図る。
	建築物等の整備の方針		風俗営業など、建築物等の用途の制限により、静かで落ち着いた住環境の維持を図る。 また、京町家等、伝統的な建築物と調和した町並みの形成を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 ナイトクラブ 5 カラオケボックスその他これに類するもの
		建築物等に関する事項	

地区整備計画	地区の区分		地区の名称	<u>B地区</u>
			地区の面積	<u>約 4.6ヘクタール</u>
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 3 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 ナイトクラブ 5 カラオケボックスその他これに類するもの	

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、建築物等の用途の制限について新たに対象用途を追加するとともに、地区整備計画の区域を一部見直すことにより、静かで落ち着いた住環境を維持するとともに、「暮らし」と「なりわい」と「文化」のバランスを大切に育むまち姉小路界限の実現を図るものである。

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、風俗営業から除外されたナイトクラブを改めて制限することにより、住環境を維持するとともに、「暮らし」と「なりわい」と「文化」のバランスを大切に育むまち姉小路界限の実現を図るものである。